

令和 8 年度 事業計画書

1. 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、現役世代の労働力不足が見込まれる中、元気で働く意欲のある高齢者のより一層の活躍が期待されています。

人生 100 年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがい居場所づくりとして重要な役割を担っており、生涯現役社会の実現に向けて、その重要性はますます高まっているところです。

そのような中、シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進などに寄与していきます。

また、令和 5 年 10 月からインボイス制度・令和 6 年 11 月には、フリーランス法の施行とセンターを取り巻く環境が大きく変化してきています。

このような状況下において、さまざまな観点から、現行のセンターと発注者が契約している方式を令和 8 年 4 月から一般家庭、公共団体、公共的団体民間企業、そして、令和 9 年度から民間企業と順次新たに包括契約に移行していきます。これまでセンターは業務の依頼については、業務一式を業務委託契約していましたが、包括契約ではセンターに対する利用契約と会員業務委託契約の内訳で発注することとなりますが、手続きは今まで通りセンターが行います。会員・発注者の皆様には、ご負担やご迷惑をかけずにこれまでと変わらないサービスを提供してまいります。

本年度もセンターの 3 カ年計画(7~9 年度)に基づき、基本理念である「自主・自立・協働・共助」のもと、改めて会員一人ひとりが「親切・丁寧・誠実な就業」を提供することによって、さらに多くの皆様に信頼されるセンターであることを目指し、会員、役職員が一丸となって事業を推進していきます。

2. 事業実施計画

(1) 会員の確保・拡大

法令改正により 70 歳まで就業機会確保が企業義務となり、さらに会員確保が難しくなる事が懸念されます。お客様の多種多様な依頼に対応できる会員を増強するために、下記項目を重点的に取り組んでいきます。

- ① 会員・事務局による口コミ活動の実施
- ② 広報あき・インスタグラム・ホームページ等による広報活動
- ③ 賛助会員（個人・企業）の募集活動の実施
- ④ 就業情報の掲示

（２）就業機会の拡充

① 就業機会の確保と受託事業の拡大

- ▶ 広報あきやホームページ等のメディアを活用し、シルバー人材センターの仕事内容に対する情報発信に努めます。
- ▶ 空き家対策、介護サービスなどの新たなニーズに応えるために行政と連携し就業拡大に努めます。
- ▶ 県シルバー人材センター連合会と連携し労働者派遣事業の推進に取り組みます。

② 技術向上

- ▶ 発注者の様々な要望に対応するために、各種講習会等を県シルバー人材センター連合会の力も借りながら実施し、会員の知識・技術向上に努めます。

③ 安全・適正就業の推進

- ▶ 安全委員会を中心に、安全パトロールの実施や安全講習会を実施し事故防止の啓発活動を行っていきます。
- ▶ 健康で安全な就業のために、感染症予防や健康診断の受診の啓発をします。

（３）生きがいと健康づくりの推進及び地域社会への貢献

シルバー人材センターは仕事の間だけではなく、楽しむこと、生きがいを感じることもできる“集いの場”の提供にも重点をおいて取り組んでいきます。

① シルバー・クラブ活動の実施

会員一人ひとりの健康づくりと相互の交流・親睦を深める活動を支援します。

現在活動中のクラブ

- ▶健康マージャンの実施
- ▶編み物クラブの実施

活動予定のクラブ

- ▶カラオケクラブ

② ボランティア活動

安芸市内の公園・施設の剪定や草刈りなどのボランティア活動を通じ、地域社会への貢献に努めます。

③ 指定管理者として、安芸市老人憩の家の適正な管理と運営に努めていきます。